

日本放送協会に対する平成21年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

要請放送制度の概要と経緯		
平成21年度の国際放送等実施要請	-----	1
要請放送制度の仕組み	-----	2
要請放送に関する制度改正(平成19年放送法改正)のポイント	-----	3
国際放送等実施命令(要請)における放送事項の変遷	-----	4
NHKの国際放送関係経費と交付額の推移	-----	5
新しいテレビ国際放送の番組編成	-----	6
NHK平成21年度収支予算と事業計画の説明資料(抜粋)	-----	7
平成21年度～平成23年度 NHK経営計画(抜粋)	-----	10
テレビ・ラジオ国際放送の現状		
テレビ国際放送の概要	-----	11
諸外国のテレビ国際放送	-----	12
チャンネル毎の視聴可能国数	-----	13
ラジオ国際放送の概要	-----	14
諸外国のラジオ国際放送	-----	15
拉致問題		
麻生総理施政方針・所信表明演説(拉致問題関連)	-----	16
拉致問題対策本部の設置、対応(首相官邸ホームページ、拉致問題対策本部ホームページより引用)	-----	17
北朝鮮による日本人拉致問題(外務省ホームページより引用)	-----	22
過去の要請書等		
平成20年度国際放送等実施要請事前通知書	-----	31
平成20年度テレビ国際放送実施要請書	-----	36
平成20年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	39
関係法令		
放送法参照条文	-----	42

平成21年3月11日
情報流通行政局衛星放送課国際放送推進室

平成21年度の国際放送等実施要請

1. 目的

我が国の重要な政策や国際問題に関する政府の見解等を継続的に発信して、国際社会における我が国に対する理解を深めることによって、我が国の文化、産業その他事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人に対して適時・適切な情報を提供するために実施。

2. 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項^{※1}、その他必要な事項を指定して国際放送(ラジオ)及び委託協定会国際放送業務(テレビ)を行うことを要請することができる。(放送法第33条第1項)

※1 (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- ② 国の重要な政策に係る事項
- ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- ④ その他他の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。(ラジオのみ)

- (2) 要請放送実施に要する費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担^{※2}。
平成21年度は、テレビ：約24.5億円、ラジオ：約10.5億円。

- (3) 平成21年度の要請内容は、テレビ・ラジオとも平成20年度を踏襲。

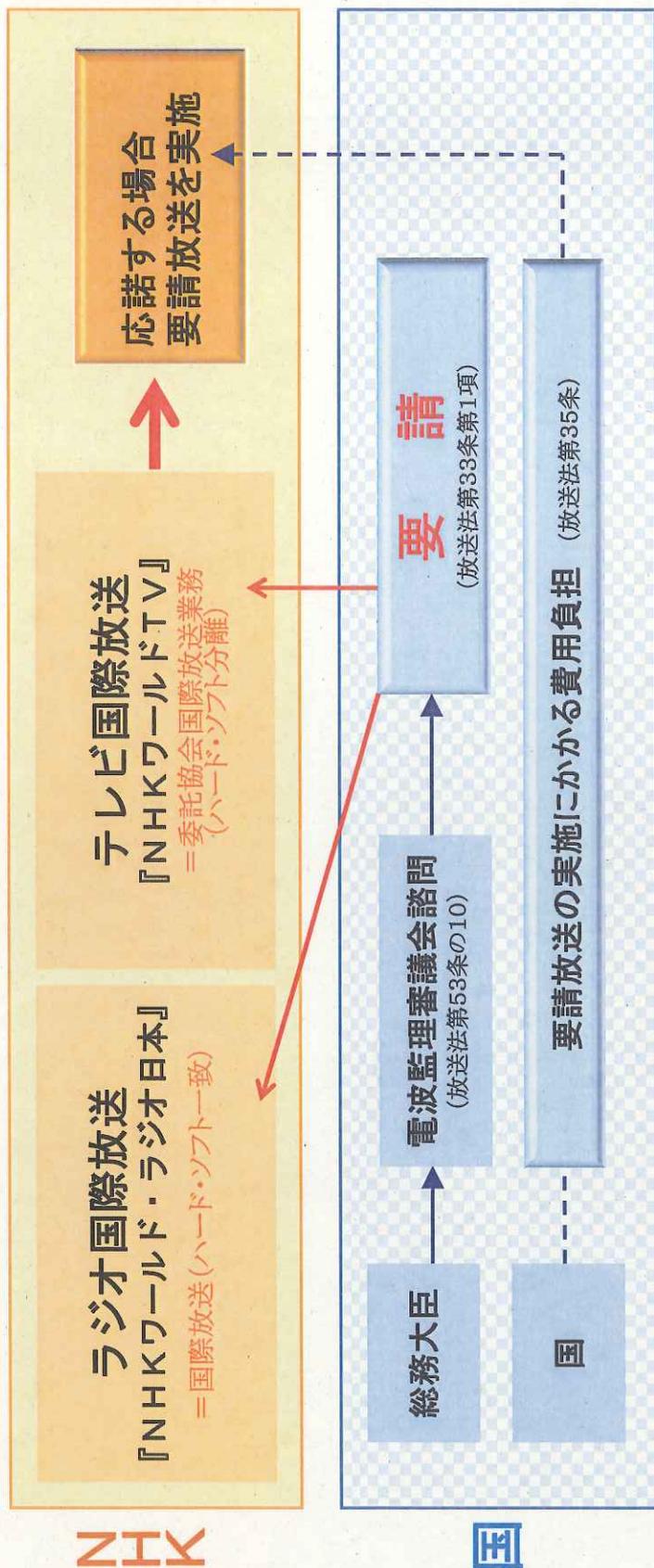
※2 負担額算出の考え方

:報道・解説番組を行うのに最低限必要な費用

3. これまでの取組み

- (1) 昭和26年度以降、毎年度国際放送(ラジオ)の実施を命令。平成19年度からは委託協定会国際放送業務(テレビ)に対しても実施を命令。
- (2) 平成19年の放送法改正により、「命令」を「要請」へ。
- (3) NHKは、現在、放送法第9条第1項第4号、5号に基づき行う自主的な国際放送と一体として、要請放送を実施。

要請放送制度の仕組み



国際放送等の実施の要請

○放送法

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。（中略））その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請（中略）することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じよう努めるものとする。

第35条 第33条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第33条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

要請放送に関する制度改正（平成19年放送法改正）のポイント

改正放送法の概要 (平成19年12月28日改正、平成20年4月1日施行)	旧放送法の概要
<p>1 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、<u>国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。</u>）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを<u>要請する</u>ことができる。</p> <p>2 総務大臣は、要請をする場合には、<u>協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならぬ</u>。</p> <p>3 協会は、総務大臣から要請があつたときは、<u>これに応じるよう努めるものとする</u>。</p>	<p>総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを<u>命ずる</u>ことができる。</p>

国際放送等実施要請（命令）における放送事項の変遷

<国際放送（ラジオ国際放送）>

命令日	放送事項
昭和27年 1月26日	放送事項は、ニュース及び解説とし、必要に応じて音楽その他を加えるものとする。
昭和33年 4月1日	放送事項は、次のとおりとする。 ① 次の事項を内容とする公正なニュース、解説及び講演 国際及び国内政治関係 産業経済通商関係 科学文化関係 ② わが国の対内外政策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 各国の国慶日に対する慶祝 ④ その他放送効果を高めるため適当と認められる事項
昭和35年 4月1日	放送事項 ① 政治、経済、産業、通商、科学及び文化に関するニュース及び解説 ② 国策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 外国の国慶日に対する慶祝 ④ その他国際親善、外国との経済交流及び海外同胞に対する慰安に資する事項
昭和40年 4月1日	時事、政府の国策及び国際問題に対する見解等に関する報道・解説
昭和41年 4月2日	次の事項に関する報道・解説 ① 時事 ② 国策 ③ 国際問題に関する政府の見解
昭和59年 4月1日	次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解

命令日	放送事項
平成18年 11月10日	(1) 次の事項に関する報道、解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。



要請日	放送事項
平成20年 4月1日	(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他他の重要事項 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

<委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）>

命令日	放送事項
平成19年 4月1日	次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解



要請日	放送事項
平成20年 4月1日	委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他他の重要事項

NHKの国際放送関係費と交付額の推移

(単位:億円)

年度	ラジオ国際放送 運営経費		テレビ国際放送 運営経費		総額合計
	総額	交付金	総額	交付金	
15	86.7	19.7	27.8	-	114.5
16	85.4	22.7	27.5	-	112.9
17	84.5	22.7	27.0	-	111.5
18	79.4	22.6	30.6	-	110.0
19	79.7	21.6	48.0	3.0	127.8
20	72.3	18.1	78.7	15.2	151.0
21	67.4	10.5	111.5	24.5	178.9

※ 平成19年度までは決算額、平成20年度は予算額、平成21年度は予定額。

新しいテレビ国際放送の番組編成

従来
(日本語音声のニュース・番組あり)

日本語ニュース

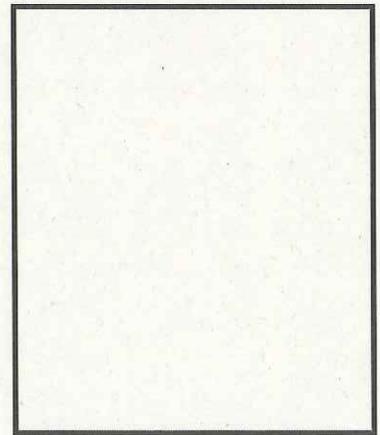


- > 昼間帯のみ生放送 (15分)
- > 夜間は再放送

英語ニュース



英語番組及び国内番組の英語化

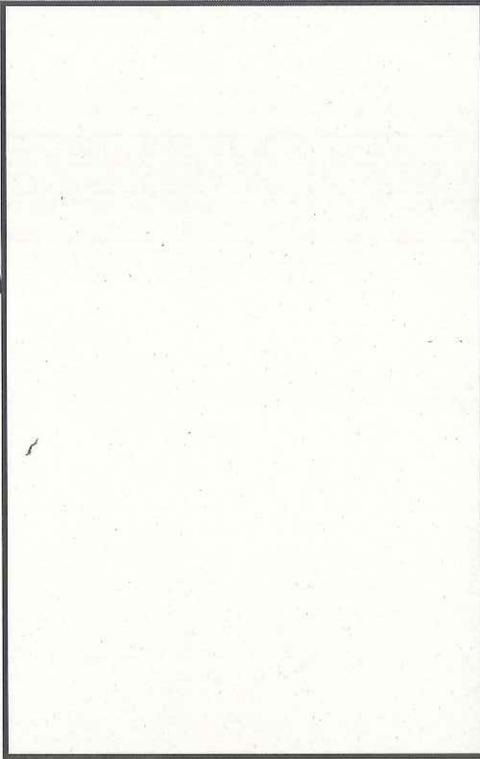


平成21年2月2日以降
(24時間完全英語放送)



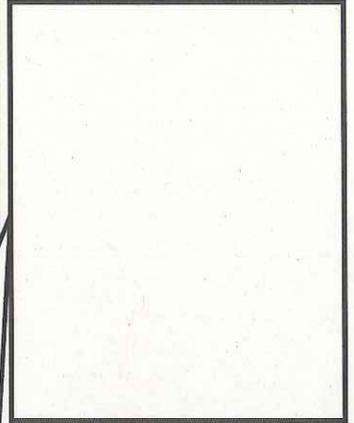
廃止

- > 新スタジオから1日24時間毎正時に生放送 (30分)
- > アジア関連情報の強化～アジア情報はNHKから～

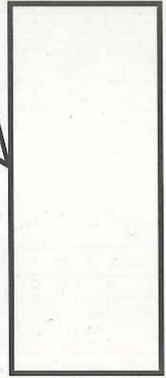


大幅な枠拡大

現代日本文化、産業技術等の硬軟織り交ぜた情報番組



民放や番組制作プロダクションが制作



2 国際放送

アジア各地に広がる NHK の取材ネットワークを生かしたニュース・番組を、全世界に向けて発信し、日本やアジアへの関心を広げ、その実像を伝えていくとともに、さまざまなメディアによる効果的・効率的な海外発信を推進していきます。

1 国際放送による情報発信の強化

重点 5-1

- 外国人向け完全英語放送（「NHK ワールド TV」）で、全世界に向けて発信強化
- テレビ国際放送業務を実施する子会社「㈱日本国際放送（JIB）」との連携強化
- 邦人向けには、「NHK ワールド・プレミアム」により、1日 5 時間程度、ニュース等を放送

【テレビ国際放送】

- ・最新のスタジオから英語ニュースを 24 時間毎正時に放送、アジアニュースや経済情報の発信を強化
- ・独自英語番組、英語化番組の充実・強化、幅広いジャンルから多彩なコンテンツを取り揃え、英語ニュースと合わせて完全英語放送を実施
- ・「NHK ワールド TV」が外国人向け放送に特化することに伴い、「NHK ワールド・プレミアム」のスクランブルを 5 時間程度解除し、日本語ニュース・情報番組を放送することで、邦人向けサービスを維持。また、大津波等の大災害発生時には、迅速・的確な情報提供に万全を期す



国際放送新ニューススタジオ

【ラジオ国際放送】

- ・英語、スペイン語、ポルトガル語等 6 言語でニュース枠を拡大し、外国人向け放送を充実
- ・国内の主要ニュース、音楽番組等、多彩な番組を国内と同時放送し、リアルタイムで日本の情報を伝えることで邦人向けサービスを維持

2

さまざまなメディアによる、効果的・効率的な海外発信

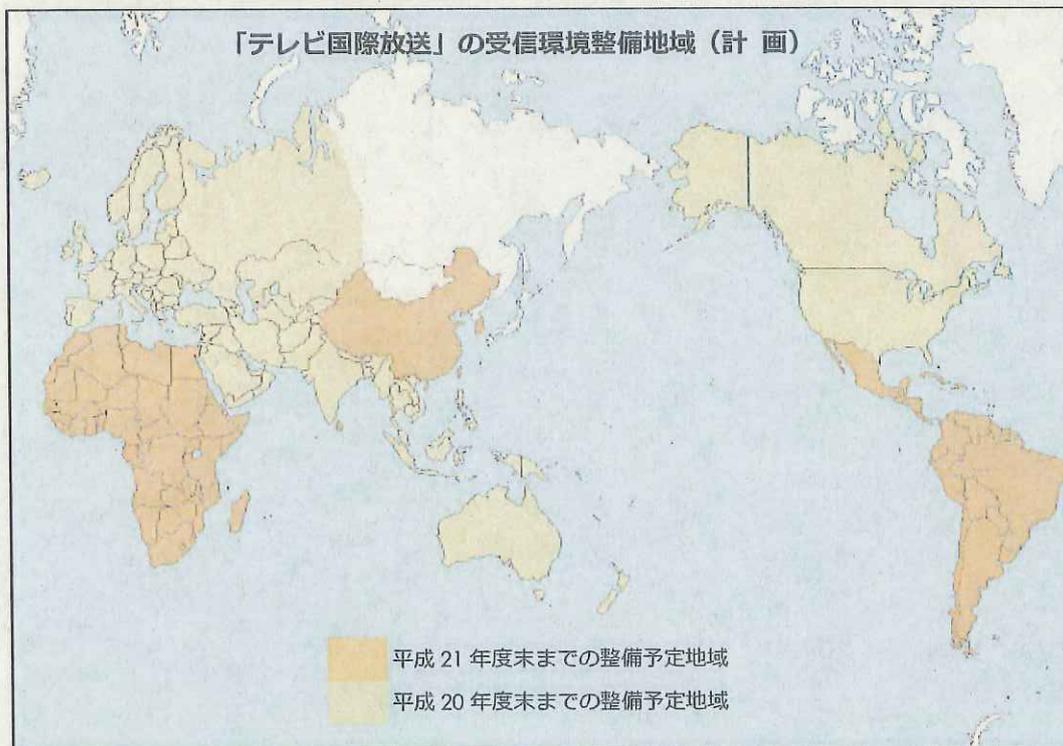
重点 5-2

- 各国で直接受信しやすい衛星やインターネット技術を生かして、受信可能世帯を拡大
- インターネットでの24時間の英語ニュース配信

【テレビ国際放送】

- ・ 海外での受信環境整備として、新たに中国、アフリカ、中南米各地域の衛星借用等を推進
- ・ 受信環境が整備された国・地域において視聴状況を把握

区 分	19年度	20年度	21年度
新規整備地域	(米ワシントン地域) インド 南太平洋諸島	北米、欧州 中東・北アフリカ マレーシア、東南アジア オーストラリア 等	中国、アフリカ 中南米 等
予 算 額	3.0億円	12.8億円	15.4億円
視聴可能世帯(目標)	約700万世帯	約1億1,000万世帯	約1億2,500万世帯

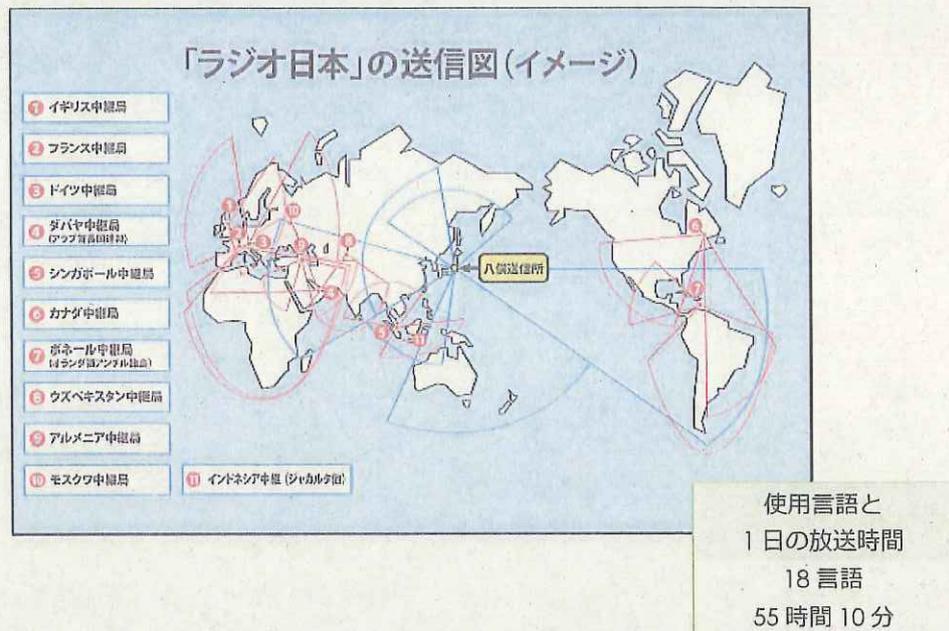


区分	1日の放送時間
世界のほぼ全地域向け	28時間程度

外国人向け放送は、NHKが23時間程度。JIB独自放送を含めると、1日24時間放送となります。
 邦人向け放送は、ワールド・プレミアムで、1日5時間程度放送します。
 上記のほか、北米・欧州地域で、それぞれ1日5時間程度、邦人向け放送を実施します。

【ラジオ国際放送】

- ・現地の受信事情を踏まえて、さまざまなメディアによる新たな音声発信への取り組み



【インターネット】

- ・インターネットによる情報発信を推進するため、配信環境を整備し、24時間の英語ニュースや番組動画配信を強化

3 国際報道・国際放送の取材・制作体制の強化

重点5-3

- アジア・中東拠点を整備
- ・バンコクからの中継、香港等の経済拠点からテレビ電話を通じたリポートを行い、アジアニュースや経済情報の発信を強化

(億円)

区 分	20年度	21年度	増減額	率・%	備 考
国際放送費	111.2	129.5	18.3	16.5	
テレビ国際放送	68.8	92.1	23.3	33.9	テレビ国際放送の充実等
ラジオ国際放送	42.3	37.3	△ 5.0	△11.8	八俣送信機アンテナ工事の終了等

人件費、減価償却費を含めた21年度の国際放送に係るトータルコストは178.8億円です。
 なお、国からの国際放送関係交付金は35.0億円です。

■方針5. 日本を、そしてアジアを、世界に伝えます。

○ 国際放送で、世界に向け、日本とアジアの情報発信を強化します

- 外国人向け24時間英語放送(「NHKワールドTV」)で、全世界に向けて発信強化
ex. 英語独自番組の充実、日本・アジアの経済情報、日本の課題・政策・文化を積極発信
- NHKは、新設した子会社「(株)日本国際放送」に番組制作・送出等を委託
「(株)日本国際放送」は、独自業務として、民間のノウハウや協力を得ながらコンテンツ充実を図る
- 海外にいる日本人向けには、「NHKワールド・プレミアム」により、1日5時間程度、スクランブルを解除してニュース等を放送

○ さまざまなメディアを使って、効果的・効率的に世界に届けます

- 各国で直接受信しやすい衛星やインターネット技術を生かして、受信可能世帯を拡大
- インターネットでの24時間の英語ニュース配信や中国語などの動画配信

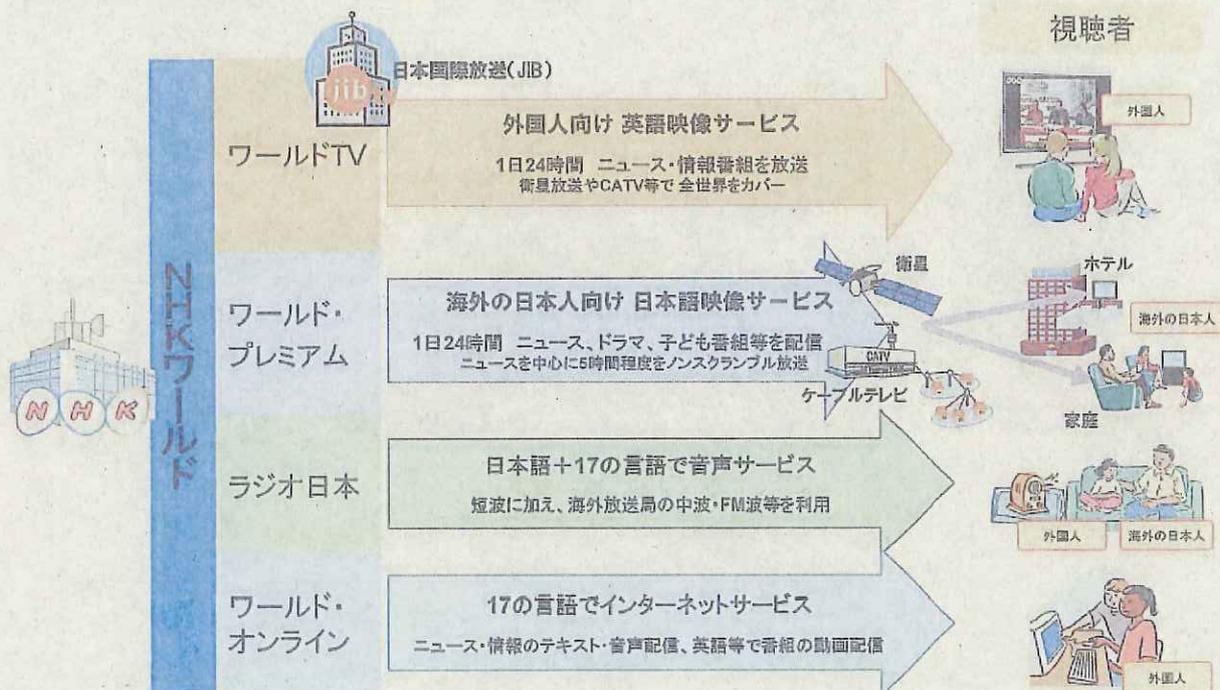
○ 国際報道・国際放送の取材・制作体制を強化します

- 海外特派員を増強。アジア・中東の拠点を整備

- 【目標】
- 国際放送「NHKワールドTV」の視聴可能世帯数を約1億5,000万世帯に増やします。(21年度から5年間で・3,750万世帯(平成20年9月現在))
 - 国際放送のインターネットのホームページなどへのアクセス数を5年後に年間1億ページビューまで増やします。
・2,500万ページビュー(19年度)
 - カバー率、認知度、接触者率等をもとに、国際放送がどのように視聴されているかを把握する手法を開発し、サービスの展開に生かします。

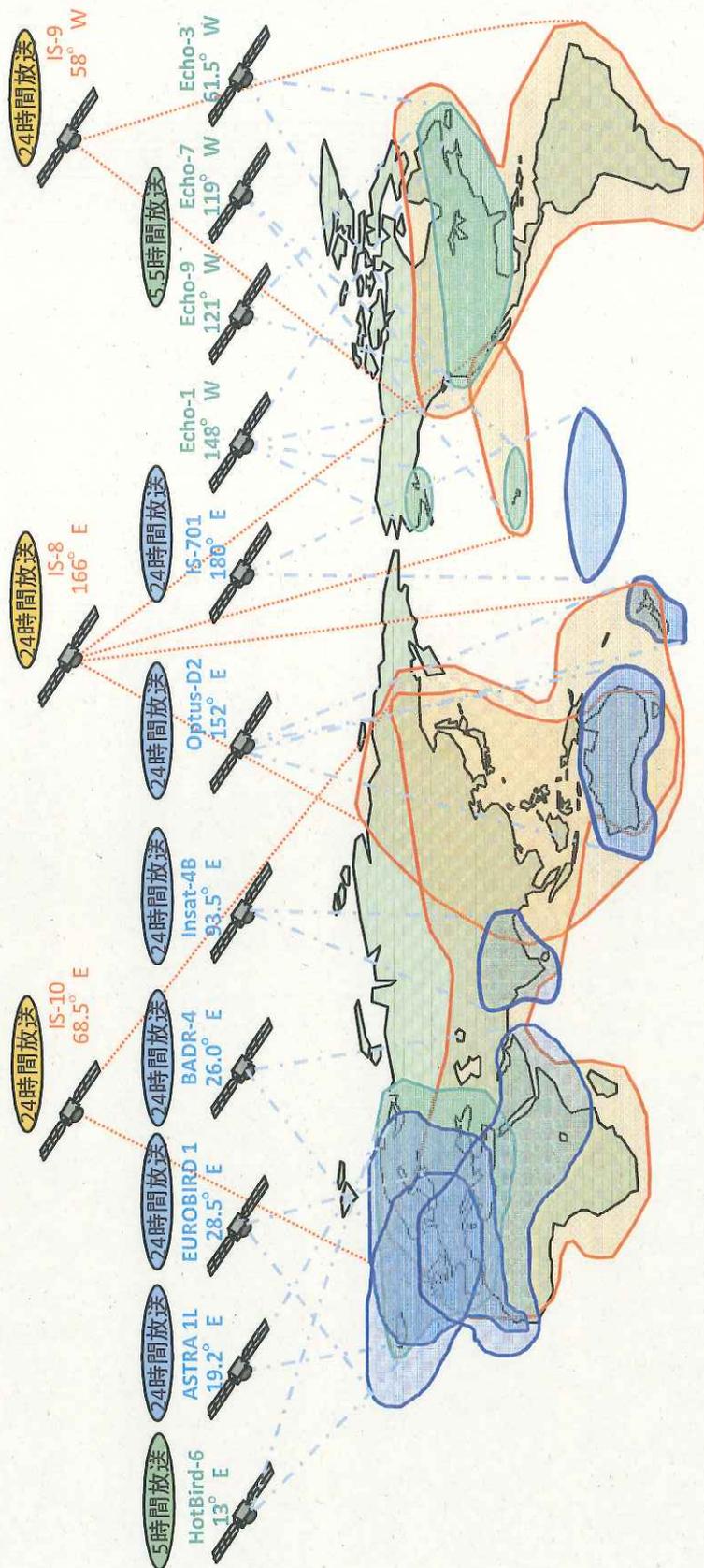
参考資料(方針5)

NHKの海外に向けた情報発信



テレビ国際放送（委託協会国際放送業務）の概要

- ・ 放送時間 … ・ 外国人向け：1日24時間（Cバンド：全放送区域、Kuバンド：オーストラリア・ニュージーランド、インド、中東・北アフリカ、南太平洋諸国、北欧・東欧、イギリス、アイルランド）
- ・ 邦人向け：1日5時間程度（Cバンド：全放送区域、Kuバンド：北米、欧州）
- ・ 予算規模 … 111.5億円（平成21年度予定額）
- ・ 実施形態 … NHKは、自主放送と要請放送（放送法第33条）を併せ、「NHKワールドTV」として放送要請放送に係る費用については、放送法35条の規定に基づき国が負担（平成21年度予定額 24.5億円）
- ・ 使用言語 … 英語及び日本語
- ・ 放送区域 … ほぼ全世界
- ・ 使用衛星 … 外国衛星14基
- ・ 視聴方法 … 受信機・アンテナを設置し直接受信することで、ほぼ全世界で視聴が可能
その他、外国の放送事業者等69ヶ国27事業者（平成20年12月現在）を経由して視聴可能



諸外国のテレビ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (日)	使用言語	CH数	財源	運営経費 (※3)
日本	NHKワールドTV (日本放送協会) (※4)	公共放送	24	英語	1	受信料 交付金	約112億円 (うち交付金: 24.5億)
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBG (放送管理委員会))	国営放送	24	25言語	1	政府予算	約224億円 (約1.9億ドル) (ラジオを含む。)
イギリス	BBCワールドニュース (BBCワールド社)	株式会社 (※1)	24	英語	1	広告料 視聴契約料	約112億円 (約5100万ポンド)
ドイツ	DW-tv (ドイチェ・ベレ)	公共放送	24	ドイツ語、英語 スペイン語、アビリア語	1	政府交付金	約439億円 (約2.9億ユーロ) (ラジオを含む。)
フランス	フランス24 (同上)	株式会社 (※2)	24	フランス語、英語、アビリア語 [2008~2010年にスペイン語 放送の開始を予定。]	3	政府交付金	約121.6億円 (8000万ユーロ)
中国	CCTV (同上)	国営放送	24	中国語、英語 スペイン語、フランス語	4	政府予算 広告料	非公表
韓国	アリランTV (KIBF (韓国国際放送交流財団))	財団法人	24	英語、韓国語、アビリア語 [半分程度は、韓国製コン テンツに英語字幕を付し たもの。中国語、ス パニッシュ語、アビリア語字幕あり。]	3	放送発展基金 広告料 番組販売等	約53億円 (約438億ウォン)

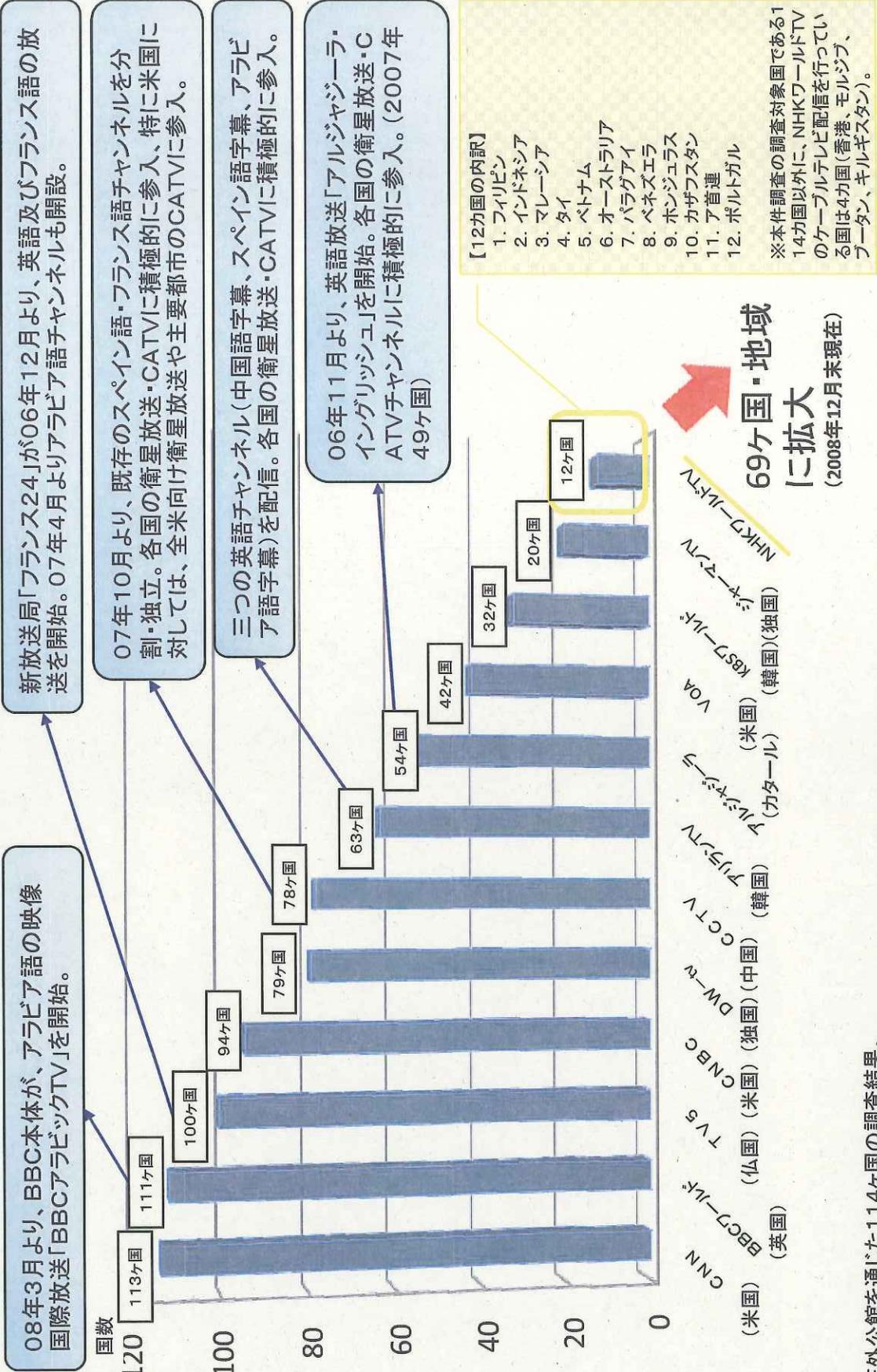
※1 BBC (公共放送) の100%子会社

※2 公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資により設立。平成18年12月、放送開始。

※3 1ドル=118円、1ポンド=230円、1ユーロ=152円、1ウォン=0.13円で換算。

※4 平成21年度予定額

諸外国のテレビ国際放送視聴可能国数



08年3月より、BBC本体が、アラビア語の映像国際放送「BBCアラビックTV」を開始。

07年10月より、既存のスペイン語・フランス語チャンネルを分割・独立。各国の衛星放送・CATVに積極的に参加、特に米国に対しては、全米向け衛星放送や主要都市のCATVに参加。

三つの英語チャンネル(中国語字幕、スペイン語字幕、アラビア語字幕)を配信。各国の衛星放送・CATVに積極的に参加。

06年11月より、英語放送「アルジャジーラ・イングリッシュ」を開始。各国の衛星放送・CATVチャンネルに積極的に参加。(2007年49ヶ国)

- 【12カ国の内訳】
1. フイリピン
 2. インドネシア
 3. マレーシア
 4. タイ
 5. ベトナム
 6. オーストラリア
 7. パラグアイ
 8. ペネズエラ
 9. ホンジュラス
 10. カザフスタン
 11. ア首連
 12. ポルトガル
- ※本件調査の調査対象国である14カ国以外に、NHKワールドTVのケーブルテレビ配信を行っている国は4カ国(香港、モルジブ、ブータン、キルギスタン)。

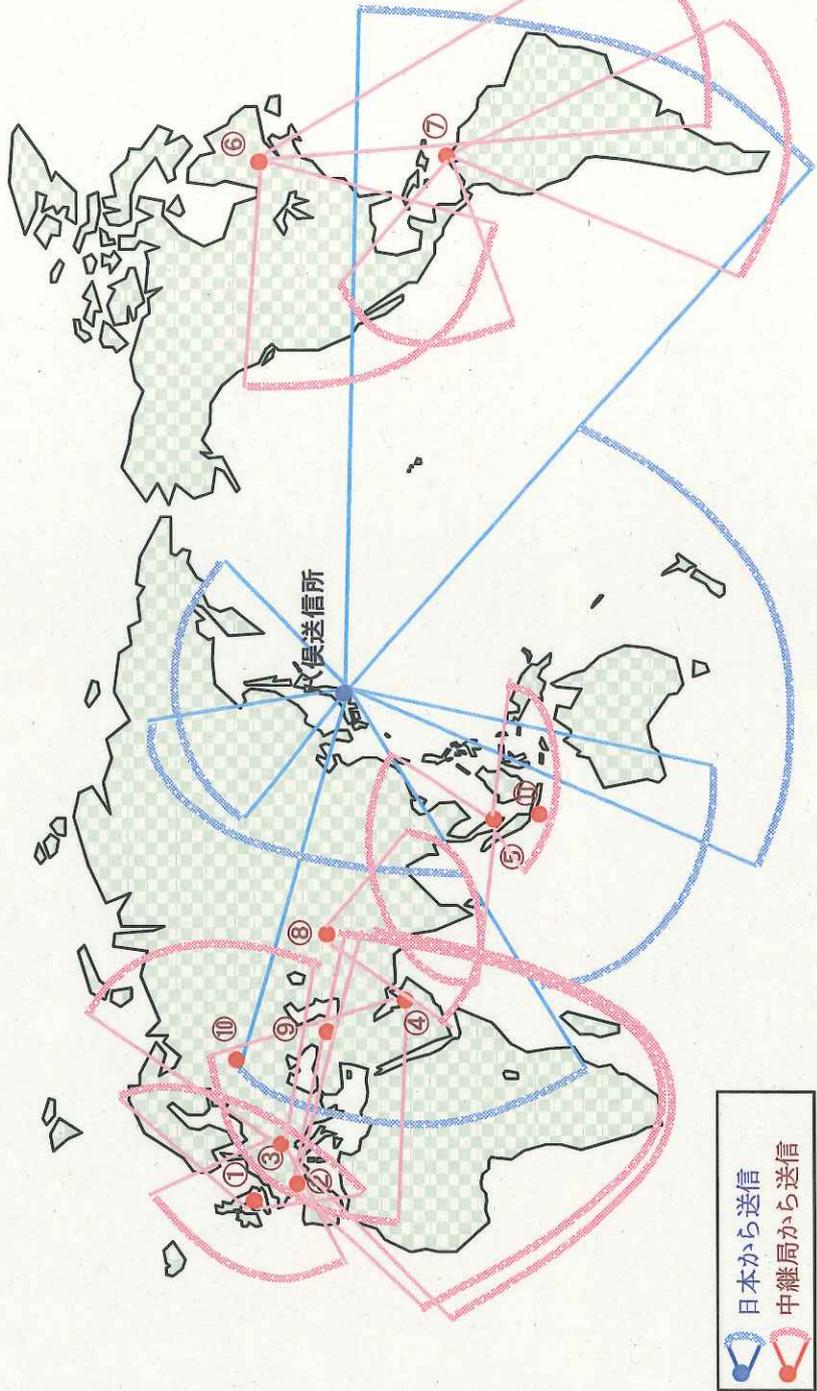
69ヶ国・地域
に拡大
(2008年12月末現在)

在外公館を通じた114ヶ国の調査結果。
 ・現地放送事業者経由再送信の場合、ペーシックチャンネルに入っている場合は無料、プレミアムチャンネルの場合は有料とカウントしている。
 ・NHKワールドTVのみは、上記114ヶ国のうち、正規契約による再送信を実施している国の数を示す。
 ・(Cバンド直接送信による視聴可能国は含まない。また、TVジャパンの一部として視聴している場合も含まない。)
 ・なお、NHKによれば、有料国際テレビサービスであるNHKプレミアムは98の国と地域で視聴可能であり、受信契約者は1500万余世帯。(2006年外務省調査)

ラジオ国際放送の概要

- ・放送時間 1日延べ55時間10分
- ・予算規模 67.4億円(H21年度予定額)
- ・実施形態 NHKは、自主放送と要請放送(放送法第33条)を併せ、「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。要請放送に係る費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担(平成21年度予定額10.5億円)。
- ・使用言語 18言語
- ・放送区域 在外邦人の居住地域をほぼ100%カバー
- ・送信施設 国内送信所(八俣送信所)1か所、海外中継局11か所
- ・聴取方法 短波・AM・FMラジオにより聴取可能。

①	イギリス中継局(イギリス)
②	フランス中継局(フランス)
③	ドイツ中継局(ドイツ)
④	ダバヤ中継局(UAE)
⑤	シンガポール中継局(シンガポール)
⑥	カナダ中継局(カナダ)
⑦	ボネール中継局(オランダ領アンチル諸島)
⑧	ウズベキスタン中継局(ウズベキスタン)
⑨	アルメニア中継局(アルメニア)
⑩	モスクワ中継局(ロシア)
⑪	インドネシア中継局(インドネシア)



諸外国のラジオ国際放送

国名	サービス名 (実施機関)	経営形態	放送時間 (1日平均)	使用言語 (※1)	財源	運営経費 (※2)
日本	NHKワールド・ラジオ日本 (日本放送協会) (※3)	公共放送	48時間25分	18	受信料 政府交付金	約67億円 (うち交付金10.5億円)
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ (BBG(放送管理委員会))	国営放送	約143時間	44	政府予算	約224億円 (テレビを含む。)
イギリス	BBCワールドサービス (BBC(イギリス放送協会))	公共放送	178時間	33	政府交付金	約546億円
ドイツ	DW (ドイツエ・ヴェレ)	公共放送	110時間	30	政府交付金	約439億円 (テレビを含む。)
フランス	RFI (ラジオ・フランス・アンテルナショナル)	公共放送	86.7時間	18	政府交付金 番組提供料など	約198億円
中国	北京放送 (CRI(中国国際ラジオ))	国営放送	1100時間 (送信時間)	43	政府予算	非公表
韓国	KBSワールドラジオ (KBS(韓国放送公社))	公共放送	47.5時間 (送信時間)	11	受信料、広告収入、 放送振興基金	約4.5億円

※1 使用言語数には、短波放送だけでなく、他のメディア(中波・FM・衛星放送等)で放送されている言語も含む。

※2 1ドル=118円、1ポンド=230円、1ユーロ=152円、1ウォン=0.13円で換算。

※3 NHKは平成21年度予定額。

麻生総理施政方針・所信表明演説（拉致問題関連）

第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

【平成21年1月28日】

（世界への貢献）

北朝鮮については、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現すべく取り組みます。また、六者会合において非核化プロセスを前進させるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、北朝鮮に対し、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう、具体的な行動を強く求めてまいります。

第170回国会における麻生内閣総理大臣所信表明演説（抜粋）

【平成20年9月29日】

（誇りと活力ある外交・国際貢献）

そして第五に、北朝鮮への対応です。朝鮮半島の安定化を心がけながら、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を図るべく、北朝鮮側の行動を求めてまいります。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を図ります。

拉致問題対策本部の設置及び会議

拉致問題対策本部の設置について

平成18年 9月29日
閣議決定

1. 拉致問題に関する対応を協議し、同問題への戦略的取組み並びに安否不明の拉致被害者に関する真相究明、生存者の即時帰国に向けた施策等総合的な対策を推進するため、内閣に拉致問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、拉致問題担当大臣
本部員 他のすべての国務大臣
3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。
4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

拉致問題対策本部会合開催状況

■ 第1回 平成18年10月16日（月）

【概要】

拉致問題解決に向けた取組みや拉致問題対策本部の今後の進め方等につき、意見交換を行った。拉致問題における今後の対応方針を策定した。

【拉致問題における今後の対応方針】

平成14年9月17日、我が国と北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認した。しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、本年7月に弾道ミサイルを発射し、更には、今般、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。

拉致問題及び核・ミサイル問題に関し北朝鮮側は、日朝平壤宣言をはじめ、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行動をとっており、我が国は、北朝鮮側に対し、改めて、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明する。また、今般全会一致で採択された安保理決議第1718号も、北朝鮮が発表した核実験を非難し、北朝鮮及び各国がとる措置を決定すると同時に、北朝鮮が他の安全保障及び人道上の懸念に対応することの重要性を強調している。

かかる状況の中、拉致問題については、政府として、引き続き、「対話と圧力」

という一貫した考えの下、解決に向け粘り強く取り組んでいくこととし、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということをごに改めて確認した上で、今般新たに設置した拉致問題対策本部を中心に政府一体となつて、すべての拉致被害者の生還を実現すべく、今後の対応方針を以下のとおり決定する。北朝鮮がこうした我が国の決意を厳肅に受け止め、拉致問題を解決するための決断を早急に下すよう強く求める。

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置（平成16年12月28日発表）、万景峰92号の入港禁止を含む諸措置（平成18年7月5日発表）、北朝鮮のミサイル等に関連する資金の移転防止等の措置（平成18年9月19日発表）、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置（平成18年10月11日発表）等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に、拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対して然るべく取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場合、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化していく。

■ 第2回 平成20年10月15日（月）

【概要】

これまでの拉致問題への取組と最近の情勢等につき、意見交換を行った。

拉致問題における今後の対応方針を再確認し、北朝鮮に対して拉致問題を一刻も早く解決するための決断を早急に下すよう再度強く求めた。

【拉致問題における今後の対応方針】

平成14年9月17日、我が国と北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認した。しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、平成18年7月に弾道ミサイルを発射し、更には、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。

かかる状況の中、政府は、平成18年9月29日に拉致問題対策本部を設置し、同年10月16日の同本部第一回会合において「拉致問題における今後の対応方針」を決定して、拉致問題の解決に向け政府一体となって全力で取り組んできた。

しかし残念ながら、北朝鮮は、今日まで拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。

6年前の本日、平成14年10月15日、5名の拉致被害者が我が国に帰国を果たした。しかし、いまだ政府認定の12名をはじめ拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。拉致事件の発生から、既に30年以上の時間が経っており、その解決のために一刻の猶予もない。

政府は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を図るという基本方針の下、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということここに改めて確認する。その上で、すべての拉致被害者の一刻も早い生還を実現すべく、「対話と圧力」という一貫した考えの下、平成18年に決定された以下の対応方針を再確認する。北朝鮮がこうした我が国の決意を厳粛に受け止め、拉致問題を一刻も早く解決するための決断を早急に下すよう再度強く求める。

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置（平成16年12月28日発表）、万景峰92号の入港禁止を含む諸措置（平成18年7月5日発表）、北朝鮮のミサイル等に関連する資金の移転防止等の措置（平成18年9月19日発表）、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置（平成18年10月11日発表）等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に、拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対して然るべく取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場合、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化していく。

（首相官邸ホームページより引用）

拉致問題対策本部関係省庁対策会議開催状況

■ 第1回 平成18年11月7日（火）

【概要】

拉致問題対策本部第一回会合で策定された「拉致問題における今後の対応方針」に基づく各省庁の具体的施策に関する報告がなされた。

対北朝鮮措置の執行と捜査努力の継続に加え、特に、情報収集・分析、国際協調、広報活動について、当面、重点的に取り組んでいくことを確認し、三つの分科会

(情報、法執行、広報)を設置した。

■ 第2回 平成19年1月26日(金)

【概要】

これまでの取組みの成果を検証するとともに、今後重点的に取り組む事項について協議し、今後の政府の方針・取組みについて確認した。

関係省庁からの報告を踏まえ、協議を行った結果、政府としては、北朝鮮への対話の窓口を開きつつ、北朝鮮に誠意ある対応を促すため、対北朝鮮措置の執行と捜査努力の継続、拉致問題に関する情報収集・分析、国際協調、広報活動について一層取組を強化していくことが確認された。

■ 第3回 平成19年5月25日(金)

【概要】

関係省庁から対北朝鮮措置に関する報告が行われ、引き続き対北朝鮮措置を着実に執行していくことが確認された。また、拉致関連捜査・調査の状況、外交面の取組み、国内外への啓発等について対策本部事務局及び担当省庁から報告がなされた。

関係省庁からの報告を踏まえ、政府としては、北朝鮮への対話の窓口を開きつつ、北朝鮮に誠意ある対応を促すため、対北朝鮮措置の執行、捜査努力及び拉致問題に関する情報収集・分析の継続に加えて、G8サミットをはじめとする機会を活用し、国際協調、広報活動について一層取組みを強化していくことが確認された。

■ 第4回 平成20年4月17日(木)

【概要】

新年度の開始にあたって、「拉致問題における今後の対応方針」の実施状況を報告・確認するとともに、関連の取組を今後も着実に履行していくことについて関係省庁間で合意した。

具体的な報告事項としては、

- ①まず拉致問題をめぐる最近の動きに関連して、外務省から、最近の米朝協議の動きを含む六者会合等について報告があった他、
- ②関係各省庁より、対北朝鮮措置の実施状況について報告があった。
- ③拉致問題対策本部事務局からは、映画「めぐみ」の学校での上映、プレスツアーや海外報道関係者等の招聘、アニメ「めぐみ」の制作といった広報活動について報告があった。

なお、中山総理補佐官からは、国際連携強化のための取組みについて報告があった。

■ 第5回 平成20年10月29日(水)

【概要】

拉致問題対策本部第2回会合において再確認された今後の対応方針を踏まえ、各省庁においても、関係省庁が連携し、実務面でも政府一体となって拉致問題に強力に取り組んでいくことを確認した。

会議においては、拉致問題をめぐる最近の動きとして、拉致問題対策本部事務局より拉致問題対策本部第2回会合の概要について説明。引き続き、外務省より

日朝をめぐる最近の動きについて、警察庁より拉致容疑事案の捜査・調査について、それぞれ報告があり、さらに拉致問題対策本部事務局より帰国被害者及び拉致被害者家族の状況について説明があった。

その上で、出席した全府省庁より対北朝鮮措置や関連施策の実施状況等について報告及び意見交換が行われた。

(拉致問題対策本部ホームページより引用)

北朝鮮による日本人拉致問題

平成 20 年 11 月

平成14年9月17日、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束した。現在、日本政府は17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しており、そのうち5名については、平成14年10月15日に24年ぶりの帰国が実現した(御家族については、平成16年5月及び7月にそれぞれ帰国・来日)。残りの安否不明の方々については、平成16年5月22日の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側より、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、長い間、北朝鮮より納得のいく説明がなされないままだった。しかし、平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮側より拉致問題の再調査を行う旨の表明があり、同年8月の協議において調査目的及び具体的態様につき合意された。これにより、今後、北朝鮮側が拉致問題の解決に向けた具体的行動をとるため、すなわち生存者を発見し帰国させるための拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなった。

日本政府は、従来より、「拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その解決なくしては北朝鮮との国交正常化はあり得ない」との方針の下、安否不明の拉致被害者がすべて生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、すべての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきた。政府としては、今後も引き続きこうした立場を堅持しつつ、北朝鮮による調査が早期に開始され、生存者の帰国につながるような成果が早期に得られるよう北朝鮮側と折衝していく考えである。

なお、北朝鮮側は、これまで累次にわたり、「日本は拉致問題に固執しつつ過去の清算を回避している」旨主張しているが、日本政府としては、これまで繰り返し明らかにしてきたとおり、不幸な過去の清算については日朝平壤宣言に従って誠実に取り組んでいくとの立場であり、こうした北朝鮮側の主張を受け入れることはできない。引き続き、北朝鮮側に対し、拉致問題の解決に向けた具体的決断を早急に下すよう強く求めていく。また、政府としては、認定した17名の拉致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めており、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対し然るべく取り上げていく考えである。

1.背景

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。平成3年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけ、平成14年9月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至った。

北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作人員による日本人への身分の偽装、工作人員を日本人にしたための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ(注)による人材獲得、といった理由があったとみられる。日本政府はこれまでに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。こうした捜査・調査の結果、これまで、日本国内における日本人以外(朝鮮籍)の拉致容疑事案や海外における拉致容疑事案も明らかになっている(下記3(1)(ロ)及び4(1)(イ)参照)。

なお、日本国内では、平成9年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」が結成される等、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、これまで600万人を超える署名が総理大臣に提出されている。

(注)昭和45年3月31日、日本航空351便(通称「よど号」)をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

2. 拉致問題をめぐる日朝間のやりとり

(1) 第1回日朝首脳会談(平成14年9月)

(イ) 平成14年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日(キム・ジョンイル)国防委員長は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、その時点で日本政府として調査を求めている拉致被害者13名のうち4名は生存、8名は死亡、1名は北朝鮮入国が確認できない旨伝えた。また、調査依頼をしていなかった1名について拉致を認め、その生存を確認した(他方、その後の調査で北朝鮮側は、同時に行方不明となった同人の母親については、入国の事実はない旨主張した。)。その上で、関係者は処罰されたとしつつ、再発防止を約束すると同時に、家族の面会および帰国への便宜を保証すると約束した。

これに対し、小泉純一郎総理(当時)は、金正日国防委員長に対し強く抗議し、継続調査、生存者の帰国、再発防止を要求した。

(ロ) 北朝鮮外務省のスポークスマンは、同日、拉致事件に関する談話を発表し、北朝鮮側として被害者の帰国のための必要な措置をとる用意があることを明らかにした。

(2) 事実調査チームの派遣(平成14年9月～10月)

平成14年9月28日から10月1日にかけて、政府派遣による事実調査チームが生存者と面会し、安否未確認の方についての情報収集に努めた。しかし、北朝鮮提供の情報はそもそも限られている上、内容的にも一貫性に欠け、疑わしい点が多々含まれていた。特に、松木薫さんのものと思われるとして提供を受けた「遺骨」については、法医学的鑑定の結果、別人のものであることが確認された。同年10月29日～30日にクアラルンプールで開催された第12回日朝国交正常化交渉においても、政府は150項目にわたる疑問点の指摘と同時にさらなる情報提供を要求したが、北朝鮮側からのまとまった回答はなかった。

(3) 5人の被害者の帰国(平成14年10月)

(イ) 日本政府からの要求に応じて、平成14年10月15日、拉致被害者5人(地村保志さん・富貴恵さん、蓮池薫さん・祐木子さん、曾我ひとみさん)が帰国し、家族との再会を果たした。

(ロ) 日本政府は、これら拉致被害者が、北朝鮮に残してきた家族も含めて自由な意思決定を行い得る環境の設定が必要であるとの判断の下、同年10月24日、5人の拉致被害者が日本に引き続き残ること、また、北朝鮮に対して、北朝鮮に残っている家族の安全確保および帰国日程の早急な確定を強く求める方針を発表した。

その後、特にこれら家族の帰国及び安否不明の拉致被害者に関する真相究明が日朝間の重大な懸案となり、協議されてきた。

(4) 第2回日朝首脳会談(平成16年5月)

平成16年5月22日、第1回日朝首脳会談において合意された日朝平壤宣言を履行していく考えを改めて確認し、日朝間の信頼関係の回復を図るため、小泉総理(当時)が再度訪朝し、拉致問題をはじめとする日朝間の問題や核、ミサイルといった北東アジア地域の平和と安定にかかわる安全保障上の問題等につき議論が行われた。拉致問題に関連しては、この会談を通じ、以下の諸点が両首脳間で申し合わされた。

- ・ 北朝鮮側は、地村保志さん・富貴恵さんの御家族、蓮池薫さん・祐木子さんの御家族、計5名が、同日、日本に帰国することに同意する。(曾我ひとみさんの御家族3名については、総理から直接1時間にわたり、来日を強く働きかけたものの、同日の来日は実現しなかったが、その後7月18日に帰国・来日が実現した。)
- ・ 安否不明の拉致被害者の方々について、北朝鮮側が、直ちに真相究明のための調査を白紙の状態から再開する。

(5)日朝実務者協議(平成16年8月、9月、11月)

(イ) 平成16年8月11日～12日(第1回)及び9月25日～26日(第2回)、北京において日朝実務者協議が開催され、北朝鮮側より、安否不明者に関する再調査の途中経過が提供されたが、情報の裏付けとなる具体的な証拠や資料の提供がなく不十分なものであった。

(ロ) 上記のやりとりを踏まえ、第3回日朝実務者協議が平成16年11月9日より14日まで平壤にて開催された。同協議は50時間余りに及び、「調査委員会」との質疑応答の他、合計16名の「証人」からの直接の聴取、さらには拉致に関係する施設等に対する現地視察も行われた。

また、第3回協議では、日本政府として拉致被害者とは認定していないが北朝鮮に拉致された疑いが排除されない失踪者(いわゆる「特定失踪者」等)の問題について、北朝鮮側に対し5名の氏名を示して関連情報の提供を求めるとともに、日本側からの指摘の有無にかかわらず、日本人拉致問題に関し更なる情報がある場合には速やかに提供するよう重ねて申し入れたが、北朝鮮側からは、当該5名について入境は確認できなかったと回答があった。

(ハ) 日本政府は直ちに、第3回協議において北朝鮮側より提示のあった情報及び物的証拠に対する精査を実施し、その結果を12月24日に対外公表した。また、翌25日、北朝鮮側に対し、以下の内容を口頭及び書面で申し入れた。併せて、精査結果概要及び横田めぐみさんの「遺骨」とされたものの鑑定結果要旨を手交した。

- 第3回日朝実務者協議を通じて得た情報・物証につき、「8名は死亡、2名は入境確認せず」との北朝鮮側説明を裏付けるものはなかった。この説明は受け入れられるものではなく、誠意を欠く対応に強く抗議する。
- これまでに提供された情報・物証では、安否不明の拉致被害者に関する真相を究明するためには全く不十分と言わざるを得ず、「白紙」に戻しての徹底した調査と呼べる

ものではない。多くの疑問点があり、また、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部からは、同人のものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。

- 安否不明の拉致被害者に関する真相究明を一刻も早く行うとともに、生存者は直ちに帰国させるよう強く要求する。迅速かつ誠意ある対応がない場合には、我が方として厳しい対応をとる方針である。

(二) 平成17年1月26日、北朝鮮側より、横田めぐみさんの「遺骨」とされた骨片に関する日本側鑑定結果に関する考え方を含む北朝鮮の1月24日付「備忘録」が我が方に伝達されるとともに、本件骨片の返還要求があった。これに対し、我が方よりは、2月10日、北朝鮮側「備忘録」に対する反論を伝達し、改めて生存する拉致被害者の即時帰国と真相究明を強く要求した。その後も、2月24日、4月13日に北朝鮮側より同様の内容が伝達されたことから、我が方より、改めて鑑定結果の客観性、科学性に言及しつつ反論した。

(6) 日朝包括並行協議(平成18年2月)

平成18年2月4日～8日、北京において、拉致問題、核・ミサイル問題、国交正常化の問題を包括的に話し合う日朝包括並行協議が開催された。拉致問題に関する協議は合計約11時間にわたり、我が方より改めて、生存者の帰国、真相究明を目指した再調査の約束、拉致実行犯の引渡しを強く要求した。

これに対し、北朝鮮側は、「生存者は既にすべて帰国した」旨のこれまで同様の説明を繰り返した。真相究明については、これまで誠意を持って努力した、調査した事実をそのまま回答している旨主張し、安否不明者の再調査継続すら約束しなかった。また、拉致実行犯の引渡しについては、政治的問題である等の主張を行い、引渡しを拒否した。

このように、北朝鮮側からは、拉致問題の解決に向けた具体的進展は何ら示されなかった。加えて、脱北者支援活動を行う邦人等7名について、北朝鮮国内法に違反する旨の主張を行い、その引渡し等を要求してきた。

(7) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び核実験実施の発表(平成18年7月、10月)

(イ) 平成18年7月5日、北朝鮮により7発の弾道ミサイルが発射された。これに対し日本政府は、万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、併せて、北朝鮮側に対し、同措置の内容等を伝達しつつ厳重な抗議を行った。

更に北朝鮮は、同年10月9日、国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。これに対し日本政府は、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明した上で、同月11日、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。

(ロ) これら一連の対北朝鮮措置は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであるが、北朝鮮側が拉致問題の解決に向けて誠意ある対応をとってこなかったことも、同措置を決定する判断材料の一つとなっている。これらの措置のうち、北朝鮮船舶の入港禁止措置と北朝鮮からの輸入禁止措置について、日本政府は、拉致問題で具体的な進展が得られていないこと等を総合的に勘案し、平成19年4月10日、同年10月9日、平成20年4月11日及び同年10月10日の4度にわたり、半年間の継続を決定した

(8) 日朝国交正常化のための作業部会(平成19年3月、9月)

平成19年2月の六者会合において設置に合意された「日朝国交正常化のための作業部会」の第1回会合が、同年3月7日～8日ハノイにおいて開催された。同会合において、我が方より、改めて、すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、真相究明、拉致実行犯の引渡しを要求したが、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来立場を繰り返すのみならず、我が国の北朝鮮に対する「経済制裁」の解除を求めるなど、拉致問題の解決に向けた誠意ある対応は示されなかった。9月5日～6日にはウランバートルにて第2回会合が開催され、日朝平壤宣言に則り、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、日朝双方が誠実に努力すること、このための具体的な行動につき協議し、精力的な協議を通じ具体的な行動を実施していくことに合意したものの、拉致問題については何ら進展は得られなかった。

なお、両会合の間にあたる7月20日、北朝鮮側が拉致問題における我が方の対応を非難しつつ「拉致問題は終結した」とする「外務省備忘録」を発表したことから、我が方は、同月25日、外務省報道発表を通じ、同備忘録を受け入れることは全くできない旨反論した。

(9) 日朝実務者協議(平成20年6月、8月)

平成20年6月11日～12日、北京において「日朝実務者協議」が開催された。同協議では、拉致問題や不幸な過去の清算等の問題につきお互いの立場を改めて主張し、特に、拉致問題については、両団長間で真剣かつ突っ込んだ折衝が行われた。

その結果、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来立場を変更して拉致問題の再調査を実施するとともに、「よど号」関係者の問題の解決のために協力する用意がある旨表明した。これを受け、日本側は、従来からとっている対北朝鮮措置のうち、人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除、並びに人道支援物資輸送目的に限定した北朝鮮船舶の入港許可を実施する旨表明した。

同年8月に行われた協議では、調査の目的や具体的態様につき合意がなされ、今後、こうした合意に従って、北朝鮮側が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるため、すなわち生存者を発見し帰国させるための、拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなった。また、日本側も、北朝鮮による調査の開始と同時に、人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除を実施する用意がある旨表明した。

3.国際社会における動き

(1) 拉致問題に対する国際的関心の高まり

(イ) 北朝鮮による日本人の拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害である。国連人権委員会において平成15年より3年連続で採択された「北朝鮮の人権状況」決議においても外国人の拉致に関する未解決の問題の緊急な解決を求めている。また、同決議に基づき任命されたムンタボン北朝鮮人権状況特別報告者は、北朝鮮が外国人の拉致問題のような不法行為に対し、効果的かつ迅速な手続きにより救済措置をとるべきことを勧告している。

上記委員会決議に加え、平成17年12月には初めて国連総会本会議で「北朝鮮の人権状況」決議が採択された。総会決議は、外国人の拉致問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し人権状況の改善につき国連への協力を求める内容となっている。同決議は、その後3年連続で賛成多数により採択され、上記内容に加え、北朝鮮政府に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題を早急に解決することを強く要求する等の内容が新たに盛り込まれた。

(ロ) また、日本へ帰国した拉致被害者などの証言で、タイ、ルーマニア、レバノン等の日本以外の国でも北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することにも内外の関心が集まっている。平成18年5月には、横田めぐみさんの夫が韓国人拉致被害者である可能性が高いことが判明したことを契機として、日韓の拉致被害者の家族が相互に韓国及び日本を訪問し、両国家家族間の連携を改めて確認した。

毎年12月には、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(4(2)参照)に際して、各国の拉致被害者の御家族やNGO関係者等の参加の下、家族会・救う会共催の国際会議をはじめ多くの会議やシンポジウム等が開催されている。なお、平成18年の同週間では、ウィティット・ムンタボン北朝鮮人権状況特別報告者が調査のため訪日し、会議への出席のほか、拉致被害者の御家族や政府関係者等と会談を行った。

(2) 我が国の外交上の取組み

(イ) 日本政府は、サミット等の各種国際会議、首脳会談等あらゆる外交上の機会を捉え拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。例えば、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットにおいては、拉致問題についての我が国の訴えに対して他の参加国から力強い支持と協力の表明があり、その結果、首脳宣言及び議長総括等に、未解決である拉致問題が早急に解決されるべきであるとの趣旨が明記された(なお、G8の首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されたのは今回が初めて)。

また、二国間首脳会談では、例えば、平成19年11月及び平成20年7月の日米首脳会談において、ブッシュ大統領より「拉致問題を決して忘れない」との発言とともに、改めて、拉致問題における日本の立場に対し理解と協力の姿勢が示された。また、平成20年4月及び10月の日韓首脳会談においては、李明博大統領より、拉致問題について可能な限りの協力と支持の表明があった。このほか、中国の胡錦濤国家主席やロシアのプーチン大統領からも拉致問題に対する理解が示されている。なお、ブッシュ大統領は、平成18年4月、拉致被害者横田めぐみさんの母である横田早紀江さんと面会し、「北朝鮮は人権と人間の尊厳を尊重

すべきであり、めぐみさんのお母さんがもう一度娘を抱きしめられるようにすべきである」旨表明した。

- (ロ) また、平成17年9月に採択された六者会合の共同声明にも、拉致問題を含めた懸案事項が解決されない限り北朝鮮との国交正常化はないという我が国の基本的立場を踏まえ、不幸な過去を清算し、拉致問題を含めた懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることが、同会合の目標の一つとして位置づけられた。これを受け、平成19年2月の六者会合においては、非核化等と並んで、日朝国交正常化のための作業部会も設立された。更に、同年9月の六者会合においては、日朝関係について、日朝双方が具体的な行動を実施していくことも合意され、10月3日に発表された成果文書に明記された。

なお、六者会合においては、北朝鮮が非核化措置を実施することとあわせ、北朝鮮に対して経済・エネルギー支援が実施されることとなっているが、我が国は、拉致問題に進展が見られない限り、六者会合における北朝鮮へのエネルギー供与には参加しないとの立場をとっている。

- (ハ) 上記のとおり、拉致問題解決の重要性とそのための日本政府の取組みは、国際社会の明確な理解と支持を得ている。拉致問題の解決に向けた北朝鮮側の決断を促していくためには、国際社会の理解と協力が不可欠であるとの観点から、日本政府は、今後とも、拉致問題における国際社会との連携を積極的に推進していく考えである。

4.国内における取組み状況

(1)日本政府による捜査・調査

日本政府は、平成14年9月の日朝首脳会談以降も、北朝鮮による日本人拉致事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、帰国した拉致被害者からも累次にわたり協力を得つつ、引き続き所要の捜査・調査を進めてきた。こうした捜査・調査の結果、これまで以下のとおり、新たな拉致被害者の追加認定や拉致容疑事案の実行犯の特定等がなされた。日本政府としては、今後も引き続き、所要の捜査・調査を進めていき、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対し然るべく取り上げていくとともに、実行犯の特定も含め、拉致の真相究明を全力で進めていく考えである。

(イ) 拉致被害者の追加認定

捜査当局による捜査・調査の結果、昭和52年10月鳥取県において女性が失踪した事案(被害者:松本京子さん)及び昭和53年6月に兵庫県において男性が失踪した事案(被害者:田中実さん)に関し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断するに足る新たな証拠等が得られたことなどから、日本政府は、平成17年4月27日に田中実さん、平成18年11月20日に松本京子さんを拉致被害者として認定した。これにより、日本政府が認定した北朝鮮による拉致事案は、12件17名となった。

なお、日本国内で北朝鮮当局によって拉致されたことが明らかになった日本人以外の拉致被害者1件2名(朝鮮籍姉弟)については、拉致は国籍に拘らず重大な人権侵害であり、同時に、我が国の主権侵害にあたることから、北朝鮮側に対し、原状回復として被害者を我が国に戻すことを求めるとともに、同事案に関する真相究明を求めている。

(ロ) 拉致容疑事案の実行犯等の特定

捜査当局は、平成18年2月23日、地村夫妻拉致の実行犯として北朝鮮工作員・辛光洙(シン・グァンス)、蓮池夫妻拉致の実行犯として北朝鮮工作員・自称小住健蔵こと通称チェ・スンチョル、同年11月2日、曾我母娘拉致の実行犯として北朝鮮工作員・通称キム・ミョンスク、平成19年2月22日、蓮池夫妻拉致の共犯者として当時朝鮮労働党対外情報調査部対日課指導員・自称韓明一(ハン・ミョンイル)こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジン、平成19年6月13日、石岡亨さん及び松木薫さん拉致の実行犯として「よど号」犯人の妻・森順子及び若林(旧姓:黒田)佐喜子をそれぞれ特定し、逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、政府として北朝鮮側に身柄引渡しを要求した。

北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、これまでも、平成14年8月以降、原敎晁さん拉致(辛光洙事件)の実行犯である北朝鮮工作員・辛光洙、有本恵子さん拉致の実行犯である「よど号」犯人・魚本(旧姓・安部)公博、久米裕さん拉致(宇出津事件)の主犯格である北朝鮮工作員・金世鎬(キム・セホ)について逮捕状が発付されており、国際手配を行うとともに、日本政府として北朝鮮に対し身柄引渡しを要求している。また、原敎晁さん拉致の共犯者である金吉旭(キム・キルク)についても逮捕状が発付されており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。

なお、捜査当局は、日本人以外の拉致容疑事案(朝鮮籍姉弟)についても、平成19年4月26日、主犯である洪寿恵(ホン・スヘ)こと木下陽子について逮捕状の発付を得て、国際手配を行っている。

(ハ) 横田めぐみさんの夫に関するDNA検査(平成18年4月)

平成18年4月、日本政府の実施したDNA検査により、日本人拉致被害者横田めぐみさんの夫が、昭和53年に韓国より拉致された当時高校生の韓国人拉致被害者金英男(キム・ヨンナム)氏である可能性が高いことが判明した。これを受け、我が方より北朝鮮側に対し、同検査結果を伝えつつ拉致問題解決に向けた誠意ある対応を改めて求めた。なお、韓国政府も独自に同様の検査を実施し、同年5月に同様の結果を得ている。

(2)「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の施行(平成18年6月)

この法律は、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題(「拉致問題等」)に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月23日に公布・施行された。

同法では、拉致問題等の解決に向けた国の責務の他、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)の創設及び同週間における国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められている。また、平成19年7月6日には、政府が施策を行うに際しては拉致問題の解決等に資するよう十分留意しなければならないとの新たな条項が追加された。

なお、毎年12月には、同法が定める「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が実施され、政府として、各種広報、講演会やシンポジウム、「拉致問題を考えるみんなの集い」等の行事を行うとともに、民間団体等が主催する国際会議への支援を行っている。

(3)「拉致問題対策本部」の設置(平成18年9月)

平成18年9月、日本政府は、拉致問題に関する総合的な対策を推進することを目的として、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は全閣僚から構成されており、拉致問題の解決に向け、同対策本部を中心に政府一体となって取り組んでいく体制が整備された。

同対策本部は、同年10月に第1回会合を開催し、すべての被害者の安全確保及び即時帰国等の要求、更なる対応措置の検討、厳格な法執行の継続、情報の集約・分析及び国民世論の啓発、拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査の継続、国際協調の更なる強化の6項目からなる「拉致問題における今後の対応方針」を決定した。平成20年10月には第2回会合を開催し、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ないこと、拉致問題が我が国の最重要課題であるとの認識を改めて共有するとともに、上記平成18年の「対応方針」の内容を改めて確認した上で、北朝鮮に対して、拉致問題を一刻も早く解決するための決断を早急に下すよう再度強く求めた。

政府としては、今後とも、「対話と圧力」という一貫した考えの下で上記「対応方針」に沿った取り組みを強化・推進しつつ、北朝鮮側に対し、あらゆる機会を通じて、問題解決に向けた決断を早急に下すよう強く求めていく。

(4)広報啓発活動等

拉致問題の解決にあたっては同問題に関する国内外の関心を喚起することも重要であるとの観点から、政府は、上記「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」での行事や地方での啓発行事、DVD・パンフレットの作成及び配布、上映会や講演会開催の懇話及び講師派遣等、拉致問題に関する様々な広報啓発活動を実施している。

また、政府は、北朝鮮に残されている日本人拉致被害者の方々に対し御家族のメッセージや拉致問題をはじめ国内外情勢に関する情報をお届けするため、平成19年7月より北朝鮮向け短波ラジオ放送(「ふるさとの風(日本語)」及び「イルボネパラム(朝鮮語)」)を実施している。(注:放送はホームページ上でも提供)

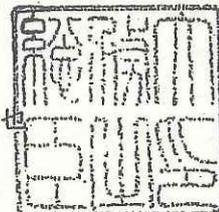
(外務省ホームページより引用)



総情国第7号-3
平成20年3月19日

日本放送協会
会長 福地 茂雄 殿

総務大臣
増田 寛



平成20年度国際放送等実施要請について (通知)

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成20年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2のとおり、要請を行うこととしましたので、通知します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成20年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。



総情国第7号

平成20年4月1日

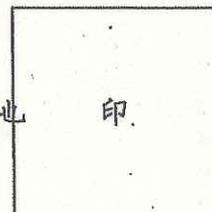
日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

増田 寛也

印



平成20年度におけるラジオ国際放送の実施について (要請)

放送法(昭和25年法律第132号)第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

(1) 平成20年12月31日以前の放送区域は、欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

(2) 平成21年1月1日以後の放送区域は、上記区域から、欧州、北米及び



ハワイを除いた区域とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、各放送区域の受信者に適したものとする。ただし、平成21年1月1日以後については、日本語、中国語又は朝鮮語とする。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上

(別添2)



総務国第7号-2

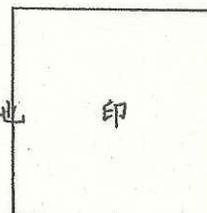
平成20年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

増田 寛也 印



平成20年度におけるテレビ国際放送の実施について (要請)

放送法(昭和25年法律第132号)第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。



- (3) 用いる言語は、英語とする。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上



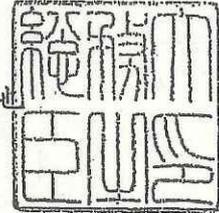
総情国第7号-2

平成20年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣
増田 寛 也



平成20年度におけるテレビ国際放送の実施について (要請)

放送法(昭和25年法律第132号)第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。



- (3) 用いる言語は、英語とする。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上



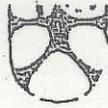
(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



総情国第7号

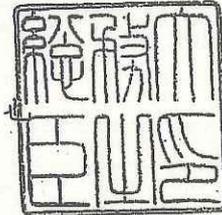
平成20年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

増田 寛 也



平成20年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

(1) 平成20年12月31日以前の放送区域は、欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

(2) 平成21年1月1日以後の放送区域は、上記区域から、欧州、北米及び



ハワイを除いた区域とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、各放送区域の受信者に適したものとする。ただし、平成21年1月1日以後については、日本語、中国語又は朝鮮語とする。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

以上



(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～一の三 （略）

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のものをいう。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の三～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとと

もに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～三 (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定により子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業

者の意見を聴かなければならない。

- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
- 5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 1～3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する

外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第九条の二の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)